

議 事 日 程 (4)

平成24年3月19日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|------------|--------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案
第3号 | 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 議案
第4号 | 芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 議案
第5号 | 芦屋町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 議案
第6号 | 芦屋町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案
第7号 | 芦屋町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 議案
第8号 | 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 議案
第9号 | 芦屋町町営住宅建替準備基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8 | 議案
第10号 | 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 議案
第11号 | 芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 議案
第12号 | 芦屋町観光公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 議案
第13号 | 芦屋町モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する条例の制定について |
| 第12 | 議案
第14号 | 町立芦屋中央病院経営形態検討委員会設置条例の制定について |
| 第13 | 議案
第15号 | 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)について |
| 第14 | 議案
第16号 | 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 第15 | 議案
第17号 | 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 第16 | 議案
第18号 | 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)について |

- 第17 議 案 平成23年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）について
第19号
- 第18 議 案 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について
第20号
- 第19 議 案 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）について
第21号
- 第20 議 案 平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について
第22号
- 第21 議 案 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
第23号
- 第22 議 案 平成24年度芦屋町一般会計予算について
第24号
- 第23 議 案 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
第25号
- 第24 議 案 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
第26号
- 第25 議 案 平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
第27号
- 第26 議 案 平成24年度芦屋町給食センター特別会計予算について
第28号
- 第27 議 案 平成24年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
第29号
- 第28 議 案 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について
第30号
- 第29 議 案 平成24年度芦屋町病院事業会計予算について
第31号
- 第30 議 案 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
第32号
- 第31 議 案 遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について
第33号
- 第32 議 案 町道の路線認定について
第34号
- 第33 承 認 専決処分事項の承認について
第1号
- 第34 請 願 精神障害者の就労支援の充実を求める請願について
第1号
- 第35 発 議 防風保安林の松枯れ対策に関する意見書について
第1号
- 第36 議 案 山鹿小学校耐震補強等工事請負契約の締結について
第35号

第37 議 案 芦屋東小学校外部改修工事請負契約の締結について
第36号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたしました。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第3号から日程第35、発議第1号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第3号

平成24年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第3号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第4号 芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、一部修正可決
- 議案第5号 芦屋町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第6号 芦屋町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第8号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第13号 芦屋町モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する条例の制定について、原案可決
- 議案第15号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について、原案可決
- 議案第21号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）について、原案可決
- 議案第23号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案可決
- 議案第24号 平成24年度芦屋町一般会計予算について、原案可決

議案第 30 号 平成 24 年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について、
原案可決

議案第 32 号 平成 24 年度芦屋町公共下水道事業会計予算について、原案可決

議案第 34 号 町道の路線認定について、原案可決

承認第 1 号 専決処分事項の承認について、承認

修正

なお、議案第 4 号については、次のとおり修正する。

第 5 条及び第 15 条の改正文を削除

.....

報告第 4 号

平成 24 年 3 月 19 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則
第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 7 号 芦屋町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例
の制定について、原案可決

議案第 9 号 芦屋町町営住宅建替準備基金条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、原案可決

議案第 10 号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、原案可決

議案第 11 号 芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例の一部を改正する条
例の制定について、原案可決

議案第 12 号 芦屋町観光公園条例の一部を改正する条例の制定について、原案
可決

議案第 14 号 町立芦屋中央病院経営形態検討委員会設置条例の制定について、
原案可決

議案第 15 号 平成 23 年度芦屋町一般会計補正予算（第 6 号）について、原案
可決

議案第 16 号 平成 23 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて、原案可決

議案第 17 号 平成 23 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について、原案可決

議案第 18 号 平成 23 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第 2 号）につい
て、原案可決

議案第 19 号 平成 23 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて、原案可決

議案第 20 号 平成 23 年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第 1 号）につい
て、原案可決

議案第 22 号 平成 23 年度芦屋町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、
原案可決

議案第 24 号 平成 24 年度芦屋町一般会計予算について、原案可決

議案第 25 号 平成 24 年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について、原案可決

議案第 26 号 平成 24 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決

議案第 27 号 平成 24 年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について、原案可決

議案第 28 号 平成 24 年度芦屋町給食センター特別会計予算について、原案可決

議案第 29 号 平成 24 年度芦屋町訪問看護特別会計予算について、原案可決

議案第 31 号 平成 24 年度芦屋町病院事業会計予算について、原案可決

議案第 33 号 遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について、原案可決

請願第 1 号 精神障害者の就労支援の充実を求める請願について、採択

発議第 1 号 防風保安林の松枯れ対策に関する意見書について、原案可決

.....

平成 24 年 3 月 19 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道 495 号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理 由

調査不十分のため

.....

平成 24 年 3 月 19 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理 由

調査不十分のため

平成24年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」。

理 由

調査不十分のため

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ちょっとお尋ねします。

議案第4号におきまして、芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、下のほうに修正ということで、第5条の改正分を削除ということになっております。この削除されました審査内容と結果についてご報告をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

お答えいたします。

当委員会では、3月12日に委員会を開催し、執行部から提案理由の説明を受け、質疑を行い、3月15日に最終審査を行いました。

当委員会では、改正条文の第5条、利用者の責務について、一部委員の方から「乱用し」という文言に対し異論が出され、一方では、現行条文ではあいまいであるので、改正案どおりでいいのではないかという意見に分かれました。

したがって、意見集約の段階において、一部委員から改正案の第5条を現行条文に戻すべきだという全文削除の修正案が提出され、採決を行いました結果、修正案を可決するに至ったというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上委員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第6号と、それと議案第24号について質問したいんですけど、一括で質問したほうがいいんですか。

○議長 横尾 武志君

一括でお願いします。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、議案第6号について伺います。

議案第6号では、第3条第1項第2号中の「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改めるとしています。これは当然社会福祉事業法が昭和26年に制定されて、近年改正されたために、社会福祉法に改めるということですが、この中では、第3条で、「普通財産は次の各号の一つに該当するときは、これを無償または地価よりも低い価格で譲渡することができる」としておきまして、その中では、「社会福祉事業法の第22条に規定する社会福祉法人が社会福祉施設の用に供するための必要な財産を譲渡するとき」ということになっております。

この法ができたとき、社会福祉事業法にかかわる事業者というのは、町が関与するとか、そういった公的な意味合いが強かったわけなんですけど、その後、社会福祉法に改められる中では、一民間業者がそういったいろんな介護施設をつくるとか、そういったときには当然社会福祉になるというふうになっています。そういった点では、近年では、この社会福祉法に該当する事業者というのが民間に近いような状況になっておりますが、そういった点でも、この無償貸与等に減額したり、無償で貸すというそういった民間系統が強い業者にも貸すという、そういった論議が行われたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

この議案第5号につきましては、執行部の説明に対しましては、水防法の改正に伴う条番号の変更だということでございました。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

すみません。この件につきましては、執行部からの説明によりますと、法律の改正に伴って字句の変更、表記の統一ということで説明を受けました。結果として、提出されました内容については可決ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私が先ほど言ったように、民間業者の色合いが強い部分について、無償で貸す、減額して貸すと、そういったことは論議がなかったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

ありませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それと、続きまして、議案第24号平成24年度芦屋町一般会計予算について、46ページ、2款総務費、1項総務管理費の13節の委託料の中で、人事評価制度導入支援業務委託が出ております。これについて、この導入についての論議、こう

いったものは委員会の中ではあったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

この人事評価制度の導入支援業務委託につきましては、質問はありました。本年度、平成24年度に実際のこの内容については導入を検討していくということでございました。

以上です。

○議員 10番 川上 誠一君

終わりでしょう。

○議長 横尾 武志君

終わりです。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第3号から日程第35、発議第1号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第24号平成24年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成24年度一般会計予算の中には、乳幼児・子ども医療の助成や、給食センターの建替え、松くい虫防除対策、段ボールコンポストの普及、堂山崩落防止工事、漁場調査費、北九州市営バスはまゆう団地路線運行負担金、芦屋黒崎急行バス負担金、巡回バス業務負担金など、子育て、環境、公共交通確保などの点で予算が充てられた点では、職員の皆さんの努力を評価するものです。

しかしながら、認めることのできない点もあります。行政運営の点では、人事評価制度導入を続けている問題です。公務の職場にこういった制度が持ち込まれるならば、住民に目が行くのではなく、上司のほうばかりに目を向かわせる危険性があります。こうなれば、公務員は全体の奉仕者ではなく、ヒラメのような公務員、物言えぬ公務員にさせられかねません。今必要なことは、上司が一方的に仕事を評価するような成績主義の人事制度の導入ではなく、民間へのサービスを基準として、能力と実績を客観的に実証することであり、専門性と熟練を正当に評価する仕組みを導入することです。

また、緑ヶ丘保育所の指定管理制度の導入は、住民のための公共サービスを市場原理に委ねるものであり、保育への公的責任を放棄するものです。安心して子育てできるまちづくりにとっては、公的保育の保障が重要であり、公立保育所はそのかなめとなります。

高齢化が急ピッチで進み、少子化対策が極めて重要な芦屋町にとって、やみくもに指定管理に進むことは、まちの新しい発展方向に逆行することでしかありません。

撤回すべきです。

3点目に、住民との協働については、積極的な行政情報の公開や情報の共有化をうたいながら、地域住民の合意を得られていないコミュニティ公園や、周辺の整備を進めるなど、十分な説明責任がなされていません。

不要不急な事業については、十分な検討を行うべきものです。

第2に同和行政の克服すべき課題です。平成13年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、地対財特法の執行を受け、2007年から福岡県が同和特別対策事業を廃止し、必要な事業は一般対策に移行するという方針になりました。その後、同和行政、同和教育の終結に向けた大きな流れが進んでおり、これに逆行することは許されません。芦屋町においても、運動団体への補助金は廃止され予算は縮小されていますが、24年度予算においても、人権教育啓発基本法の策定、人権教育研修参加助成金や人権相談員委託を初めとする人権という名目で算出根拠に合理性のない関連予算が社会福祉、学校教育、社会教育の中に盛り込んであります。このような同和行政の終結に向けた流れに逆行する施策を認めることはできません。

第3に、介護保険制度の問題です。予算書では、福岡県介護保険広域連合に対し負担金が1億9,780万円繰り出されています。今年度は第5期介護保険事業策定の年であり、また、新たな介護保険料が設定されました。Aグループは月額314円増の6,589円、Bグループは172円増の4,872円、Cグループは572円増の4,389円となっており、高齢者にとって大きな負担となっています。

国は、保険料の抑制政策として法改正を行い、介護保険給付準備金と県が徴収している財政安定化基金の取り崩しができるようにしました。これを受けて、広域連合では準備基金を約18億円取り崩しましたが、県の財政安定化基金の取り崩しは約3億円で、保険料の抑制を行うには余りにも不十分なものでしたが、広域連合がこれを了とし、結果的にも日本でもトップグループの高い保険料となっています。当初、72市町村、人口110万人で発足した広域連合ですが、市町村合併による脱退が相次ぎ、現在33市町村になっており、脱退した自治体は連合より低い保険料になる現象が生まれています。

また、県内には広域連合を含め28保険者がありますが、保険の減免制となる保険者は20保険者、利用料の減免は8保険者が行っており、減免制度のない広域連合下の高齢者は厳しい負担を強いられている状況に置かれています。もともと広域連合を結成したときは、広域連合のスケールメリットにより保険料が安く、多くの利点ができることでしたが、保険料は全国一高く、スケールメリットはなくなっているのが現状です。

保険料の滞納の問題では、普通徴収の23%の方が滞納しています。保険料を滞納すると、いざ介護保険を受けようとするときには高い利用料のペナルティーが科されます。また、特別徴収により年金から天引きされている高齢者は滞納を生むことはありませんが、少ない年金から高い保険料を徴収されるために、生活することが困難になり、悲鳴を上げています。このような過重な負担に高齢者はこれ以上耐え切れません。高過ぎる保険料や利用料負担を軽減し、高齢者が安心して暮らせる介護保険制度にすることが急務です。

以上の点を指摘して、議案第24号平成24年度芦屋町一般会計予算に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

5番、貝掛です。議案第4号芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、これが一部修正という形で議案に上がってきております。この修正議案に反対する討論を行います。

芦屋町情報公開条例、この目的は、第1条に示されているとおり、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の発展に資することを目的としています。行政文書の開示を請求する者には、この点を念頭に置いた請求が期待されていることであります。

また、開示によって得た情報についても同様に、条例の目的に沿って使用されるべきであると考えます。例えば、開示を受けた者が当該情報により第三者の権利を侵害したり、または、第三者の事業活動あるいは社会活動を妨害したりすることのないように、その者に対して、当該情報を条例の目的に即して適正に使用しなければならない改正条文であると考えます。

当該情報により第三者を脅迫し、名誉を棄損したりすれば、現行の刑法の脅迫罪または名誉棄損罪に問われます。交付を受けた情報の写しに変更を加えたり、文書を偽造、変造して不正に利用すれば、文書偽造の罪に問われるなど、反社会的な違法使用に対しては刑法の適用があり、さらに、不適正使用により第三者の権利を侵害し、第三者に損害を生じさせれば、民法の不法行為責任を問われることがあるなど、本条の義務違反があれば、現行法秩序の中で対応処置がとられることとなります。

情報の適正使用については、この条例に定める目的とともに不適正な使用をした場合に、現行法規のもとでとられる対応措置の内容についても住民の皆さんに周知を行い、不適正使用の防止に努める内容の条例改正であると考えています。

この条例は、開示請求によって得た情報の使用目的は特に問われない内容になっています。それだからこそ、当該改正第5条により具体的な条文を条例に明記することで、不適正使用を防止することは重要なことだと考えます。

住民参画まちづくり条例でも、町の責任、そして住民の権利と義務についても明記されています。このように互いの責任を明らかにすることは、住民参画の基本ではないでしょうか。

今、削除するか否か問題になっている第5条は、次のように改正される案となっています。「この条例の定めるところにより、情報の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を乱用し、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない」。このような改正案でございます。

改正箇所は、後段の「その情報を乱用し、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない」ということを加えるものです。逆に、この修正案は、この部分を削除するものです。修正案は、具体的に情報を第三者の権利を侵害することがないように、むやみに乱用を行ってはいけないとしているものです。これは、先に述べましたように、現行の法律に準じて分かりやすく明文化して、条例に明記することでございます。これは、私は当然の内容と考えております。

よって、当該修正案に対して反対の意見を表明し、討論といたします。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

議案第4号芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、委員会においては改正分がすべて削除ということになっておりますので、私は修正案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

現在、貝掛議員が詳しいことはお述べになりましたので、私は、この情報公開の対象はすべての公文書であるわけですから、行政または議員だけの問題ではなく、各団体から選出されていらっしゃる委員の皆様、審議会等も入るわけでございます。

そういった中から、例えば、言葉の持つ重みというものは、言葉は雰囲気の中でその全体の中でのやりとりが言葉であって、これが活字になりますと、それはなかなか真意を読み取ることができないという難しい問題があります。特に、現在ではペンの持つ力というのは大変重いとも言われておりますし、その中で、この第5条中、「その情報を適正に用いなければならない」、をとということ、ここに上げている適正と、それから、「これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに」とある適正の意味を持つものが違っております。下の修正案のほう、条例の目的に即して適正に使用するという、上の適正というのは、正しく適してという、ちょっと軽いタッチのこれは条文であります。下のほうが条例の目的に即してというわけですから、ここでしっかりその意を反映します。

それから、また、「その情報を乱用し、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない」、私は、これはもう当然のもう義務であろうかなど。私たち一人一人が当然、現在が乱用されてる、されてないにかかわらず、これは今後あるかもしれない、また、ないかもしれないけれども、やはりこの情報を乱用し、第三者の権利を侵害することにしなければならないという条文は、私は当然定めていただいているほうがよろしいのではないかと。それによって、修正案に対して私は反対の立場から討論をさせていただきました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

あります。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。総務財政委員会では、本当に伯仲した意見が出ました。と同時に、この情報公開条例について、また学びました。その中において、今の修正案反対のような意見もありましたし、また、この語句を巡ってさまざまな論議があったわけです。

ある意味では、こういうような議員の中でもとものある、今、芦屋町例規集の目的、それから、行政の責務、それから、利用する人の責務、そういうものを十分に論議し合いながら、昭和60年にまず情報公開条例は昭和61年の12月26日に制定されています。

そして、よその町でも、情報公開条例とは大体何なのかというような論議の中で、やはり産廃処分場問題、それからごみ処理問題、それから原発問題、そういうさまざまな運動の中で、国が、県が、町が情報を隠し持っているわけです。そういう中であって、やはり知る権利、国民の知る権利、県民の知る権利、町民の知る権利、こういうものを保障することが大事である。知る権利、私たちの財産である。この行政が持っている権力と金で集めたそういう情報は、文書の処理は、これは町民のもの、県民のもの、国民のものであるという前提があるわけです。

そういう中であって、各市町村、県は専門家、学識経験者、そして、この条例というのは町民のものなんです。県民の、国民のものなんですということであれば、当然、その地域住民の方々、そして、専門家の方々、そういう人たちが交えてつくったものなんです。

そういう中であって、この原案を出されました行政のほうから、どういう理由でこの第3条や第5条を修正するのか、そういうことを聞きましたら、この数年、情報開示請求する人は、ほんの7人、8人、10人前後だったけど、今年度は80から100になりましたと。だから、非常に煩雑になったと。そして、開示の請求者に対して返すのは7日間だと。私も初めて知りました。私は、今まで県や町に対して情報開示請求を何回もしたことがありますけど、確かに芦屋町は早かった。どうしてかなとは思ってましたけど、文書を見てみたら、7日間なんですね。これはもう15日で十分ですよ。14日ないし15日で十分です。

よって、私は、この第10条には、請求のあった日から起算して7日以内に閲覧等の可否を決定しということを、15日以内ということについては大賛成です。もうそれでいいと思っています。

でも、ほかの条文について、権利の乱用とか、権利の乱用という言葉が第5条に追加されています。修正案です。それから、第3条については、「この場合において、個人に対する情報はみだりに公開されないように最大限の配慮をしなければならない」というふうな文面が改定案なんですね。これは第3条の改正前は、実施機関は第1条の目的を達成するために、情報を住民共有のものとして、この住民共有をなぜ省かないかんのかと。大体、第1条の目的には、それがいいんですね。第1条の目的の文言は主語がわからない。主語がわからないんです。これは住民が持つ情報なのか、町が持つ情報なのか主語がわからないし、また、住民共有の権利であるというような文面もないんです。

だから、これについてはもう少し真剣に行政の方々も議論を重ねて、そして、専門的な方を交えてもう一度審議し直してくださいというようなことで、刀根議員のほうからだと思いますが、継続審査という形で提案されましたが、残念ながらそれが否決されました。よって、ここの部分だけは最低、ここのやはり情報の開示を受けた者が、今、貝掛議員が言われたように、「その情報を適正に用いなければならない」で十分ではないかと。つまり、その権利を乱用し、第三者の侵害という、こういう言葉はその請求者に対する規制であり、委縮させるものであると。そういうのをあえて何で入れる必要があるかと。また、その権利の乱用をされたことがあるんですか、行政はと。いや、別にそんなことはありませんが、水巻や岡垣や遠賀がそういう文言がありますと。なら、水巻、遠賀・中間なんかはレベル的に低いんですよ。レベル的にランクが低いんですよ。今、福岡県のオンブズマンが出しているランクを見てみると低いんですね。例えば、春日市は非常にレベルが高いところですけど、こういう文言があるんですね。これは飯塚市ですね、すみません。飯塚市については、こういうのがあります。第1条目的、「この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、または、保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、監視ですよ、監視。監視を一層促進し、もって、公正で開かれた行政の確立と民主的な市民市政の発展に寄与することを目的とする」と、こんなことをやって、いわゆる町が持つ、飯塚市が持つ行政の文書を大っぴらにして、どうぞ見てくださいと。

そして、町民、市民はそれを参画することによって、監視することによって、ともに行政と市民が歩もうというそういう目的で情報公開条例ができた飯塚市でもそうですけど、日本で福岡県でできたのは、そういう宗像市なんです。そして、宗像市は、そういう情報がもう一般に開放するんですね。図書館とか何とかで置いとるわけです。

そういう中であって、ただ単なる遠賀、水巻、そういうところに失礼ですけど、レベルの低いところに何で合わせないかんと。芦屋はちょっと高いんですよ。だから、もうちょっと多くの研究をされて、3カ月、6月議会ぐらいでいいじゃないですかということで、継続審査の採決をしましたけれど、残念ながらそれが通りませんで、だったら、7日が15日はいいとして、ほかのものについてはいいとして、この権利の乱用ということは、第一あり得ませんよ。なぜかという、個人の情報を第3の人の権利の侵害というようなものについては、個人情報保護条例があるじゃないですか。

個人情報保護条例というものによって開示しなければいいわけでしょう、そんなものがあれば。つまり、ここへ出された原案については、行政の恣意的な考え方、いわゆる、まだ行政が市民に対する上から目線、上からの目線であるというふうで、やはり今ごろ権利の乱用とかいう言葉を使っちゃ恥ずかしいと思っています。

それと、もう一つは、修正案の中には文言があります。文言の中に、私は委員会では税務課のほうから条例改正がありました。そのときには、現在の条例、そして、規約改正のための条例をちゃんと左、右に分けて出されてました。非常に見やすいからですね。ところが、残念ながら、民生文教委員会の皆さんが持っているこの議案書は、ただ、文言をもう横にずらっと並べたから、なかなかわからないと思います。だから、本議会ではその私たちの総務財政委員会に新たに出されたこの資料を出してくださいよとお願いしてたけど、出てません。

それで、これではっきり見えるのは、第15条が改正前には、「交付の手続が定められている場合における」という文言があるわけですけど、交付の手続き、改正前は、「手続き」の「き」があるわけですね。で、改正後は「手続」の「き」がないんですよ。だから、これについては、行政の要望として、それがなくていいのかもわかりませんが、今の例規集を見ると、芦屋町にはたくさんの例規集がありますが、すべて「き」がついているんですよ。「手続き」の「き」がですね。だから、ここら辺については、もとに戻すということで修正案の一つの例になっています。

だから、この「手続」の「き」がないということは、「手続き」の「き」を外すということは、これはインターネットでも全国に出るわけですから、この「き」があえて外した理由は何なのかということを知りたい。でも、委員会の中では総務課長さんが都合によって来られてませんでしたけど、この手続は戻してください。そのほうがいいだろうというようなことで、修正案を出したところなんです。だから、決して第5条だけじゃないですね。第5条と第15条の修正案になっているはずなんです。

つまり、やはりもう少しこういうような私たちの、また、町民の皆様方の大事な情報開示の請求権というものに対して、真剣にその職員の皆様、改正する必要がある。やはり今まで、去年は七、八件だったけど、今年は多かった。ただ、それだけの理由で私は出されたとは思いません。やはり権利の乱用とか、そういうものを今後出てくるのではないか、ないしは、あったんじゃないかというような形でやは

り言われて出されたと思います。もう少し時間をかけてやっていただきたい。

しかし、きょうは、この修正案に対して、出されますから、私は賛成討論としてこの修正案に賛成いたしますが、これは改正は大体2年ごとになっているようですね。まあなっているわけじゃないんですが、22年3月に変わっています。その前は18年。だから、2年ないし3年おきに変えられていいと思いますが、ぜひ、仮にこれがどうなろうと、早目に新たなるまた改正案を作成していただきたい。その次には専門家、地域住民、そして、行政の皆さん、それを交えてやっていただきたいということを添えて、私は賛成討論といたします。（拍手）

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私は、第26号平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は、各都道府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以上の医療費と人口の増加に伴って際限なく上がるという根本的な欠陥があります。今年が改定の年に当たり、全国的には43都道府県で大幅にアップしています。福岡県では均等割で2,832円、所得割率で1.01ポイント上昇し、値上げ額で4,947円となっており、4月からの平均保険料が年間7万9,271円となります。介護保険と同様、このような負担に高齢者は耐えることができず、高齢者の生活が崩壊することが懸念されます。

また、後期医療制度では収入がなくても、75歳以上の全員に保険料が課せられ、全額免除には厳しい制約があります。後期高齢者医療加入者の8割の方が年金から保険料が天引きされており、滞納が生じない仕組みとなっております。年金が18万円未満の低所得者は天引きされないので滞納が生じやすく、こうした人は差し押さえの対象となります。昨年6月時点での滞納者は、全国で28万5,000人に上っております。その上、1,792人が保険料が払えず差し押さえを受けています。75歳以上のお年寄りから差し押さえを行い保険料を徴収することは、寝ている病人から布団をはがすようなものです。北海道では1件で114円、4,000円、8,000円などのわずかな額の差し押さえが起きています。福岡県内でも37件の差し押さえが起こっております。

また、滞納が続くと、75歳以上の高齢者でも短期保険証と資格証明書の発行が行われます。福岡県広域連合では資格証の発行はゼロですが、短期保険証は平成23年8月時点では4,129人発行されています。この発行数は大阪府に次いで全国2番目の多さとなっております。短期証の発行は医療の抑制につながり、最悪の場合には死を早めることとなります。もともと老人保険制度のときには、高齢者から保険証を取り上げることは行っていませんでした。滞納者には、こうした短期証の発行など制裁措置を行うべきではなく、滞納者との接触の機会を十分に図り、事情を把握していく対応が必要だと考えます。

以上述べましたように、この制度には多くの問題点があります。また、政府民主党が示す新たな高齢者医療制度は、75歳以上を別勘定にする現在の制度の根本的な欠陥を変えずに、さらに国庫負担を減らすものとなっております、問題点は解決しません。

したがって、この制度は一たん廃止し、お年寄りをいじめるのではなく、長生きしてよかったと実感していただけるような医療と福祉の制度を原点から論議し直す

ことが必要だと思えます。

以上の立場から議案第26号に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。ここにございます議案第4号芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例、この修正案に対する賛成の立場から意見を申し上げます。

賛成の立場ということで、先ほど、妹川議員がるるおっしゃいました。やはり私たちが一つの条例という形の中で修正していく場合、その法律の目的とするもの、いわゆる情報公開条例とは何かということで、これは住民の知りたい情報を知りたい人に適切に提供していく。それが開かれた行政につながっていくんだというふうには私は考えております。

つきましては、この提供されたその情報が、先ほど貝掛議員さんが、修正したりとか、いわゆる公文書偽造とか、そういったことがございましたら、現行法の中の「適正に使用する」というところの部分で、すべてをカバーしておりますし、これは刑法上の問題になってくることは明らかです。

ですから、そこに個人情報などの出してはならない情報、これは行政の立場で判断をし、提供していくわけです。そこで、あえてその条文を入れることによって、どうなのか。いわゆる縛りを受けられたというところで、そういったせっかくの政治に参加しようというふうなその意識というものが低減していくといたしますか、低くなっていく、そういうふうには私は考えました。

つきましては、今回改正するに当たりましては、私はもっと本来的には十分な審議をして、より住民の皆様のご意向にこたえ得るような条例に改正していく必要があるということで、継続の立場をとりました。あえて、一応今回の提案につきましては最低限度行う修正にとどめて、次の改正時にそれをやっていくということも妥当な考え方かなということで、今回、一応一部修正、いわゆる第5条については現行どおりというふうな立場で、賛成をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第3号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第4号について委員長報告のとおり原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

可否同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第4号の修正案を否決することに決定いたします。したがって、修正案は否決されましたので、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第6号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第7号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第9号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第10号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたし

ました。

次に、日程第 9、議案第 11 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 11 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 10、議案第 12 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 12 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 13 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 13 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 12、議案第 14 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 14 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 13、議案第 15 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 15 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 14、議案第 16 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 16 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 15、議案第 17 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 17 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 16、議案第 18 号について委員長報告のとおり原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第19号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第20号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第21号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第22号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第23号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第24号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第25号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第26号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第27号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第28号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第29号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第30号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第31号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第32号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたし

ました。

次に、日程第 3 1、議案第 3 3 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 3 3 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 3 2、議案第 3 4 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 3 4 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 3 3、承認第 1 号について委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第 1 号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第 3 4、請願第 1 号について委員長報告のとおり原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第 1 号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第 3 5、発議第 1 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第 1 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し入れがなされております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第 3 6、議案第 3 5 号及び日程第 3 7、議案第 3 6 号の各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。
町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第35号の山鹿小学校耐震補強等工事請負契約の締結につきましては、安全・安心な教育環境整備を行うため、山鹿小学校の校舎及び屋内運動場等の耐震補強等の工事請負契約を締結するものでございます。

議案第36号の芦屋東小学校外部改修工事請負契約の締結につきましては、安全・安心な教育環境整備を行うため、芦屋東小学校の校舎及び屋内運動場等の外部改修等の工事請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明を終わります。
ただいまから質疑を行います。

日程第36、議案第35号についての質疑を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

第35号の耐震工事に関します業者選定のその内容と、もう一つは、入札の状況と申しますか、そのところについてお伺いしたいんですが。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

山鹿小学校の耐震補強等工事につきましては、1月31日に工事内容等につきまして公告をしております。で、2月6日から10日で受け付けをしまして、2月14日に審査、そして、3月12日に入札が行われているという状況でございます。

資格審査委員会等で、こういう内容につきましては議論をして決定をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

そこで、入札内容、3月1日のほうに入札を行ったということなんですが、通常、予定価格を設定しまして、それをまだそこまで到達しない場合は、2回目、3回目ということでやっていきますが、一発入札で終わりましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

芦屋町は、予定価格それから最低制限価格を事前公表しておりますので、入札につきましては、その中で行われることですので、1回で入札が終わるものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議事進行のことでちょっとお聞きしますけれど、すみません。

これは新たにこの議案が、35号、36号が出ましたけれど、これは総務財政委員会に付託されて……

○議長 横尾 武志君

総務財政委員会には付託されません、民生文教委員会、民生文教委員会に付託されます。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃ、わかりました。続けます。この入札結果表を見て、最低入札価格が、予定価格が1億3,452万4,000円、事前公表。そして、最低制限価格が1億761万9,200円、事前公表ですね。落札率が80%ということで、いわゆる最低価格で入札価格が落札して、80%なんですけど、この入札者及び入札価格の一覧表で、1から16の会社が入札しております。

そして、私、あれっと思ったのは、その最低価格である金額、約1億700万ですね。この会社が16のうち、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11社が最低価格で希望されたわけです。で、くじ引き決定ということなんですけど。どうなんでしょう、私、こういうことについてまだ素人なんですけども、落札率が80%であるということは、まあパーセント的にはいいのかなと思うんですけど、最低制限価格の入札者が2、4、6、8、11ですか、こういう現状は正常な最低価格設定であったかなと思ってるんですけど、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

入札結果につきましては、もう結果でしかありませんので、推察の域を超えることはできませんので、答弁については控えさせていただきますと思います。

それから、最低制限価格につきましては、80%ということで、議会の全員協議会でも説明しましたとおり、芦屋町は従前から変更して行って、今現状は80%というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、その11の会社、最低価格で入札して、そこで、後にくじ決定ということになってますけど、どういう方法で決定方法はされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

くじの決定につきましては、地方自治法施行令第167条の9におきまして、一般競争入札は、同額の場合は、くじによる落札者の決定をしなければならないというふうになっております。

具体的には、まず、今回のこの山鹿小学校の場合は11社同額でありましたので、まず、11社につきまして、くじを引く順番、これをまず決めます。順番を決めるためのくじ引きをまず1回目やります。そして、2回目、その順番に基づいてくじを引いていただいて、それで当たった方が当選というふうになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、この16の会社のうち町内業者はおられるのかどうか、名前はいいですが、何社おられて、最終的には7の北辰建設というのは、町内、町外、そこだけで結構ですので、お願いします。

それから、私これを工事関係でしたから総務財政に落とされると思ひまして、失礼しました。これは、じゃあ、今からは一応民生文教委員会のほうに付託されて審議されて、また、本議会で採決するというところに、手続としてはそうなるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

なります。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今回の業者の中には町内業者はおられません。それと、北辰建設さんにつきましては、八幡西区に本社のある会社でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第37、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第36、議案第35号及び日程第37、議案第36号の各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前11時18分休憩

.....
午前11時45分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第36、議案第35号及び日程第37、議案第36号の各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長報告〕

.....
報告第5号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

一つ、議案第35号山鹿小学校耐震補強等工事請負契約の締結について
一つ、議案第36号芦屋東小学校外部改修工事請負契約の締結について
本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審査した結果、原案をそれぞれ可決すべきものと決定しました。

平成24年3月19日

芦屋長議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人
.....

○議長 横尾 武志君

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私は、この議案を追加議案として目に触れたのが今日です。それで、わからないところがあるわけですけど、今の話の中で、20分程度の委員会の中で、これは、委員会では満場一致ということで採決されて、決定されたものかどうかをお聞きします。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

満場一致でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この委員会の中で、この山鹿小学校の場合、11の業者が最低価格で落札しています。そして、12ページにあります芦屋東小についても、11の業者が最低価格で決定しているということなのですが、その委員会の中で、先ほど9ページの部分が芦屋町の業者は1件もないということに対して、ないしは、12ページについては私質疑してませんでしたけれども、ここの業者は芦屋町の業者はいるのか、いな

いのかというような話は出ておりましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

1 2 ページの工事の町内業者についての質問は出ておりません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃ、いいです。

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第 3 6、議案第 3 5 号及び日程第 3 7、議案第 3 6 号の各議案について、順不同により討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第 3 6、議案第 3 5 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 3 5 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 3 7、議案第 3 6 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 3 6 号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

なお、可決された請願及び意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成 2 4 年芦屋町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

午前11時50分閉会